

陸上貨物取扱業における動作の反動無理な動作災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	13～ 14	トラックの荷台で重さ20kg～25kgのダンボール箱を手積みした際に腰を負傷した。	50	10 ～ 29
1	6～7	運送納品作業において、冷凍食品40ケースを4台に分け、カートにて店内に運ぶ際、最初の1台目を押し上げようとしたところ、肉離れを発症した。	48	50 ～ 99
2	15～16	倉庫2Fの床上に置かれたパレット上の本の束（重さ5kg程）を両手で持ち上げたところ、腰に激痛が走り立ち上がることが出来なかった。	48	50 ～ 99
2	16～17	当社は建設資材の搬入代行を業務としているが、戸建新築現場に構造用木材の搬入作業中、搬入後何も持たないで戻る歩行中に砂利道で右足をひねり捻挫した。	56	10 ～ 29
2	11～12	当日、駐車場でタンクローリーのハツリの上で点検作業後、梯子から下りる時足を滑らせて、バランスを崩し体を捻って負傷した。	45	30 ～ 49
3	18～19	市場にて集荷作業中、パレットの上に乗り人参の入った箱を右から左へ移動させていたところ、体勢を崩し、パレットからズリ落ちたはずみで右足に力が入ったとき、ふくらはぎに激痛がはしった。	47	50 ～ 99
		梱包作業所で梱包済みの小さめのダンボールを机からパレットに移動する際、肩幅より小さい幅のダンボールを持ち運ぼうとしたところ、大きさから予期できない重		50

3	14~15	さ（15kg以上）があり、抱えきれず反動でパレットに置くときに腰を捻り、強い痛みが腰にはしった。早退後も強い痛みが引かず、コルセットでの腰固定やリハビリが必要となった。	54	～ 99
3	14~15	納品中、商品満載（ビール約300kg）のカゴを搬入する際に傾斜でバランスを崩し、商品を支えようとして足を踏ん張った際に股関節を痛めた。	53	100 ～ 299
3	11~12	宅配ホームの残荷のPDT入力をする際に、カゴ車に積んであった2個1梱包の水の荷物を持ち上げ移動したところ、腰に痛みを感じ動けなくなった。	33	10 ～ 29
3	2~3	製品仕分け及び荷揃えを行うように仕分場にて荷を固縛する為に、パレットのフォーク差入口にバンドを通そうとした。右膝を床につきしゃがんだ姿勢から、右手を強く振りバンドをフォーク差し口に投げ入れた際、右脇腹付近を捻った。当事者は腰痛の診療を受けており、ブロック注射とコルセット着用を処方されたが、当日はコルセットを外していた。	40	1～ 9
4	16～ 17	出荷梱包エリアにおいて、商品の梱包作業をしていた際に、長時間・連続的に重量のある商品を梱包していたために、両腕に負担がかかり、左手親指および右手親指、薬指、小指に痛みとしびれが発生した。	59	30 ～ 49
4	16～ 17	小物払い出しエリアにて、ロケーション変更のためボルトの入った箱（1箱13kg）をパレットへ移し替えの作業中、右ひざを捻り半月板損傷を負った。	36	30 ～ 49
5	11～ 12	倉庫内にて、パレットに積載された箱物（W900×H1800×t30）を一人では無理と思ったが少し寄せようとし、PPバンドを掴み持ち上げようとした際に腰に違和感があった。日常的に腰痛があったのでその程度だと判断したが、腰や背中に痛みが増し、腰椎捻挫となった。	41	30 ～ 49
5	10～ 11	引越元での作業において、3人掛けソファや冷蔵庫を右肩にのせてトラックへ持ち運ぶ際に、首への負担がかかり、首に痛みを感じた。その後、引越作業をせず様子を見ながら引越し先まで行ったが、首の痛みは止まず、首を動かすこともできない状態となった。	22	10 ～ 29

5	10～11	倉庫内の職場において検品作業中、BOX商品5セット入り（約15kg）数箱を連続してローラーコンベアにのせる際に腰に痛みを感じた。重い荷物だったが、蹲踞（そんきょ）の姿勢をとらずに前屈みで持ち上げたため受傷した。痛みはあったが定時まで無理をして作業を続けた。	44	500～999
5	8～9	商品のピッキング作業中、飲料ケース（2リットルペットボトル6本入り、約15kg）1箱を持ち上げたところ腰に痛みが走り、腰椎捻挫をした。その後は荷物を持たずに済む作業に変えてもらい、そのあと通常に勤務したが、痛みがとれなかった。	31	50～99
5	15～16	倉庫内での出荷作業中において、高さ180cm程積んである製品を下ろそうとして両腕で製品を持った時に、右肩に激痛が走った。製品は1箱3kgで、6箱を一度に持った。	24	10～29
5	0～1	天井クレーンの運転席よりクレーン操作を行っているとき、クレーンの操作は両手でレバーを操縦し、また左手はロック操作が加わりずっと押しっぱなしの状態であった。手の平が痛くなり、常に両手のレバー操作があり、肘より先が痛くて痺れ、両側遅発性尺骨神経麻痺と診断された。	64	10～29
6	8～9	倉庫1階の「BOXインダクション」作業場において、箱開けの補助作業を行っている時、箱開けした商品を、投入者側（右側）に押し出す際、腰に痛みが生じた。	43	100～299
6	7～8	弊社倉庫内において、商品の積み込み作業中、商品を持ち上げた拍子に腰を痛めた。	38	30～49
6	17～18	倉庫内で大型冷蔵庫1台をパレットに移し換えようとし、冷蔵庫外装のPPバンドを両手で持って手前に引いた際、左肩に痛みを感じ、左肩腱板断裂と診断された。	63	300～499
6	17～18	自動車部品の入出庫作業中、使用していたリーチリフトから降りた際（約20cm）、右足首に違和感を感じた。	45	50～99

6	16～ 17	カゴ車に商品を積み込んで搬送する際、カゴ車を前に押し出した時に左足が縫れ、捻って負傷した。	36	100 ～ 299
6	17～ 18	仕分けホームにおいて作業中、仮置き荷物の持ち上げた際、動作の反動で腰から背中に痛みがはしり、被災したものである	47	50 ～ 99
7	16～17	アルミ製品が入った長さ1m×幅15cm、重さ15kgのダンボールを運ぶ途中、アルミ製品が左に傾きバランスを崩して、無理に立て直そうとした際、左手親指を負傷したもの。	45	100 ～ 299
7	20～21	商品（冷蔵食品）を棚補充するために、カゴ車に積載された商品が入ったコンテナをおろす際、胸より高い位置の2段を1度に取り、腰に痛みが走ったが、歩く事もできたため自力で帰宅した。	29	300 ～ 499
7	8～9	プラッター（バッテリー式リーチフォーク）のバッテリー液を補充するため精製水の箱が入っているラックとバッテリーテーブル（プラッター本体からバッテリーを引き出して載せる台）をプラッターで準備していた。プラッターを停止させ運転台（高さ36cm）から後ろ向きで降りる時急いでいたため床面に右足を勢いよく着いたところアキレス腱を切ってしまった。	42	50 ～ 99
7	13～14	縦走ラック作業場で出荷品を出庫しようとしている時通箱より箱に入ったモーターを1個、右手で指を一杯に広げて取り出した。その際中指付け根に痛みを感じた。	48	50 ～ 99
7	15～16	営業所にて、タイヤの組替作業中にバランスを崩し、転がしているタイヤが転倒し脛を強打。その場では、大した痛みや腫れもなかったため、保冷材で冷やし、業務終了まで就労した。負傷日の夜になり、激しい痛みと腫れが出始めた。	32	100 ～ 299
7	11～ 12	敷地内倉庫前のスペースで、紅茶が入った紙袋（50～60kg）の積み降ろし作業中、上段の荷物を持ったときにバランスを崩してしまい、腰に激痛がはしり倒れ込んでしまった。原因は、バランスを崩した荷物の落下をかばったために起きたものと思われる。	51	10 ～ 29

7	13～ 14	棚の3段目（高さ約1.6m）から部品を取り出し、その場で右回りに体を反転させたとき、右足首を捻り、その場にしゃがみ込んだ。	34	100 ～ 299
9	16～ 17	倉庫内にてピッキング作業中、パレットの段差で右足を捻り捻挫した。	36	100 ～ 299
9	8～9	洗浄室にて、番重洗浄の準備を行った後、洗浄を開始、未洗浄番重を洗浄しようと番重20段を引っ張ろうと左足に力を入れた際「プチ」と音がして、左大腿裏側の膝上あたりの筋を痛め、肉離れを負ったものである。	60	1～ 9
9	10～ 11	いつもの通り2～4K破棄商材を1mほどの高さのトラック荷台に積み込む作業を10～20分続けたところ、肩が若干痛み出したが、途中でとめるわけにはいかず更に続けた所、前より一層痛みを感じたので仕事を中断し、そのまま病院に行き、右肩挫傷と診断を受けたものである。	26	500 ～ 999
9	0～1	持病の療養のため1ヶ月程休んでおり、職場復帰初日、勤務時間の間で午前中は主に空ダンボールを潰して片付ける業務を行い、午後は粗小物が入った箱の60cm程持ち上げ小物仕分機の方に引き込む業務に従事。箱の重さは大腿10～15kg程、重いものでも30kg未満、重い場合は女性スタッフと2人で作業を行っていた。作業中、特に発症するきっかけとなるような出来事は無かったが、翌日腰痛を発症、痛みで動きが取れず自宅で療養し、その後腰椎椎間板ヘルニアと診断を受けたものである。	58	100 ～ 299
9	2～3	到着業務での逆走中、引き漏れの荷物を対岸の引き込みローラーに押し込もうとした際に、ステップ上でバランスを崩し右足を外側に若干捻った状態で着いてしまい、小指付近に体重がかかり、小指の付け根付近を痛めたものである。	46	30 ～ 49
9	13～ 14	積込先営業所において、トラックの荷台にあがり、フォークリフトで荷台まで差し出された丸巻きの反物を積み込んでいた。1本20～30kgの重量があり、150本もの数量があったので、荷物を持って移動した際、腰に負担がかかり負傷した。	51	10 ～ 29
	13～	倉庫内でのピッキング作業中に、棚から商品を引き出そうと商品下部に左手を差し込み、右手で持ち上げ手前に引き出した際に、右手首に違和感を覚えたがその後も		100

9	14	終了時刻まで作業を継続。翌日になっても右手首の痛みが治まらず、受診したところ捻挫と診断を受ける。	50	～ 299
10	19～ 20	倉庫内作業でコンベアに商品入りの段ボール箱（10kg前後の重さ）を補充する際に、手前のローラー本数が足りなくなった為に、コンベア部分に直接運ぶように指示があった。コンベアはローラーより高さが低い為、覆い被さるように中腰状態（先のコンベアに商品を放り込むような感じ）でほぼ1日作業をしていたところ、作業終了時より激しい腰痛にみまわれた。通常1-2名でやる作業であり、最初の2時間は1人で行っていた。2人でやることが多い作業である。	49	50 ～ 99
10	20～ 21	配送途中、休憩を取るためパーキングエリアに立ち寄った。PA到着後、車輛から降りる際、ピラッグリップにつかまりながら右足を先に地面に降ろした。その時、地面がデコボコになっていて右足首を内側に捻る形で着地してしまった。右足首骨折と診断された。	42	30 ～ 49
10	11～ 12	お菓子の入ったオリコン（3kg）を台車から持ち上げ、ローラーに載せた際に腰に違和感があった。当日は違和感があったが就労就業時間まで作業を継続し帰宅、夜中に痛みが強くなり、翌日は動けず家で過ごし、後日病院を受診し、ぎっくり腰と診断された。	54	50 ～ 99
10	16～ 17	軽量ラックが並んでいる作業現場にて、ボルトのピッキング仕分け作業を行っていた。高さ100cmの棚からボルト80本（2～3kg／本）をカートが一番下に移動させた時に腰に痛みが走る。当日以降、痛み止め薬・湿布等して様子を見ていたが、痛みが治まらなかった。以上は、本人から派遣会社へ報告を行った内容となっており、後日派遣会社から初めて受けて知ることとなる。本人より話を聞いたことはなく、現在も本人から話を聞くことは出来ていない。よって、痛みがあった事実も把握していなかった。念の為、共に行っている現場作業者に確認を行ったが、腰が痛いなど聞いたことが無いと言っていた。	62	50 ～ 99
10	8～9	倉庫内で朝礼を行う場所へ集まる途中に床にあったエアースーツに足を引っ掛け左手を床についた。その後2時間程作業を続けたが左肘に痛みがあった。病院では過去に左肘に骨折の跡があり、その箇所を痛め、左肘関節捻挫を負ったと診断され	46	10 ～

		た。被災者は派遣元へ報告し、その後派遣元より派遣先である当社への報告により発覚した。この災害に現論者はおらず被災者の証言によるものであり事実か否かの確証は無く状況原因は派遣元からの報告に基づき記載した。		29
10	12～ 13	冷蔵庫を3人で搬入。フェンス（80cm）を越える際に冷蔵庫を持ち上げた時、冷蔵庫のバランスが崩れ、右手親指に負担がかかる。（冷蔵庫SJ-GT48C-R、幅68.5cm、高さ174.5cm、奥行き69.9cm、重量104kg）	39	1～ 9
10	18～ 19	道路を横断し歩道に昇る際に左足を捻り負傷したもの。	42	100 ～ 299
11	23～ 24	駅貨物列車入線ホームにて、貨物列車の台車替えしをし、台車替えし終了後、元に戻る為に貨車の反対側に戻る際、貨車からホームに降りる時、貨車から降りて右足を地面に着地した際に段差のある場所に足を着地させ足首を捻った。	30	30 ～ 49
11	11～ 12	物流構内作業中に、資材を取りに行く際、仕切りの段差に気付かず、足をひねり、そのまま昼まで作業を続けたが、痛み始めた為早退し、自宅で様子をみだが、痛みを感じた為、夜間に病院に行き、診察を行ったところ、右足関節外側靱帯損傷、右膝関節捻挫により6週間の加療を要すると診断された。	60	30 ～ 49
11	17～ 18	商品をパレットからカゴ台車に積み替え作業中に、背中から腰にかけて痛みを感じた。当日、翌日には病院に行かず経過観察をしていたが、痛みが引かず強くなってきたので、後日受診し筋筋膜性腰痛症と診断され約2週間の休業が必要と診断された。	38	50 ～ 99
11	20～ 21	事業所倉庫内で出荷商品をバス上に設置しようとして、大型商品（マットレス）を押している時に足が滑り、滑った足に力を入れた時に痛みが生じた。そのままアイシングで応急処置をし、夜間であったため翌日通院した。	45	1～ 9
11	12～ 13	被災者は、本来人間の移動が禁止となっている、お客様から受託した手荷物を渡すためのスペースを通路側から仕分け場へ移動しようとした際、ジャンプをした瞬間に右足に激痛が走り歩行困難となった。	39	100 ～ 299
		宅配便発送作業中、ダンボール2個（15～20kg）の荷物を持ち上げた際、右足ふく		300

12	19~20	らはぎに激痛が走り、その場から動けなくなる。病院を受診したところ、右足ふくらはぎ肉離れとの診断を受ける。	42	～ 499
12	20~21	配送途中の店舗にて納品時、台車へ飲料ケースを載せ、段差のある入口スロープをあがろうと低い姿勢から台車を押した際、ふくらはぎに痛みが走り負傷したものである。	43	～ 299
12	10~11	工場内にて、入荷したT字管F型VP用（Φ150×75、重量約10kg）をパレティーナ（高さ1000mm）から仕分けする作業の際に、無理な姿勢で持ち上げようとしたため、負担がかかり、腰部を痛めた。	44	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html